

新型インフルエンザ対策のための  
地方公共団体関係者との実務者検討協議会

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法案 について

～的確な危機管理のために～

平成24年3月6日  
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法案について

## ～危機管理としての新型インフルエンザ等対策のために～

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 1. 体制整備等

#### (1) 行動計画等の作成

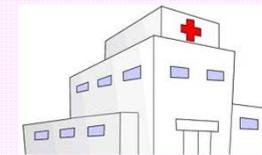
- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成
- ② 指定公共機関(電力、ガス、医療、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時における国、都道府県の対策本部の設置、緊急事態における市町村の対策本部の設置
- (4) 発生時における特定接種(医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

### 緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

### 2. 新型インフルエンザ等による緊急事態発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興業場、催物等の制限等の要請・指示
- ② 住民に対する予防接種の実施
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



等

- 新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る)にも適用
- 施行期日:公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

# 新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

## 厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

### 政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

### 都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

### <市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

### <国>

- まん延の防止に関する措置
  - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
  - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
  - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

### <都道府県>

- まん延の防止に関する措置
  - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
  - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
  - ・ 臨時の医療施設の開設等
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
  - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
  - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

### 市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
  - ・ 住民に対する予防接種

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

## 責務等について

### 国の責務

- 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症。以下同じ)が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援すること等により、国全体として万全の態勢を整備すること。
- 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するように努めること。
- 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

### 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

### 指定(地方)公共機関の責務

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

### 事業者及び国民の責務

- 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。
- 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

### 基本的人権の尊重

- 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

## 指定(地方)公共機関について

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難

指定(地方)公共機関による協力が必要

### 指定公共機関・指定地方公共機関とは

- 指定公共機関  
独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で政令で定めるもの
- 指定地方公共機関  
都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの
- 業務等
  - ① 業務計画の作成及び国（都道府県）への報告
  - ② 電気及びガス並びに水の安定的な供給
  - ③ 運送、通信及び郵便等の確保
  - ④ 緊急物資の運送
  - ⑤ 医薬品又は医療機器の配送

# 国及び地方公共団体の行動計画について

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主な事項	<p>対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>国が実施する措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに異なるおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集</li> <li>・ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供</li> <li>・ 国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進</li> <li>・ 検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置</li> <li>・ 医療等の提供体制の確保のための総合調整</li> <li>・ 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置</li> </ul>	<p>対策の総合的な推進に関する事項</p> <p>都道府県が実施する措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査</li> <li>・ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供</li> <li>・ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置</li> <li>・ 医療従事者の確保その他の医療等の提供体制の確保に関する措置</li> <li>・ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置</li> <li>・ その他必要と認めるもの</li> </ul>	<p>対策の総合的な推進に関する事項</p> <p>市町村が実施する措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供</li> <li>・ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置</li> <li>・ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置</li> <li>・ その他必要と認めるもの</li> </ul>
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
	地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閣議</li> <li>・ 国会報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取</li> <li>・ 内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取</li> <li>・ 都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告</li> </ul>

# 新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時、市町村は緊急事態宣言以降に設置【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）】

## 政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長  
(内閣総理大臣)

政府対策副本部長  
(国務大臣)

政府対策本部員  
(本部長・副本部長以外の全国務大臣)

## 都道府県対策本部

都道府県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 都道府県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

都道府県対策本部長  
(都道府県知事)

都道府県対策副本部長  
(本部員から知事が指名)

都道府県対策本部員  
(副知事、教育長、警視總監又は警察本部長、(特別区消防長)、知事に任命された都道府県職員)

## 市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長  
(市町村長)

市町村対策副本部長  
(本部員から市町村長が指名)

市町村対策本部員  
(副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

# 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について

政府対策本部長は、「新型インフルエンザ等緊急事態」が発生したと認めるときは、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、この宣言以降、解除まで緊急事態措置を講じることができることとする。

## 1 「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件

- 新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。)が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件に該当する事態

## 2 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の内容

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をする。

- 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間(2年を超えない。ただし、1年延長可能)
- 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域
- 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

## 3 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の解除

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をする。

## 感染を防止するための協力要請等について

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じることとする。

### 1 不要不急の外出の自粛等の要請

- 都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて(※)、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請することができる。
- (※)潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めるが、必要事項については、政府対策本部の基本的対処方針で示す。

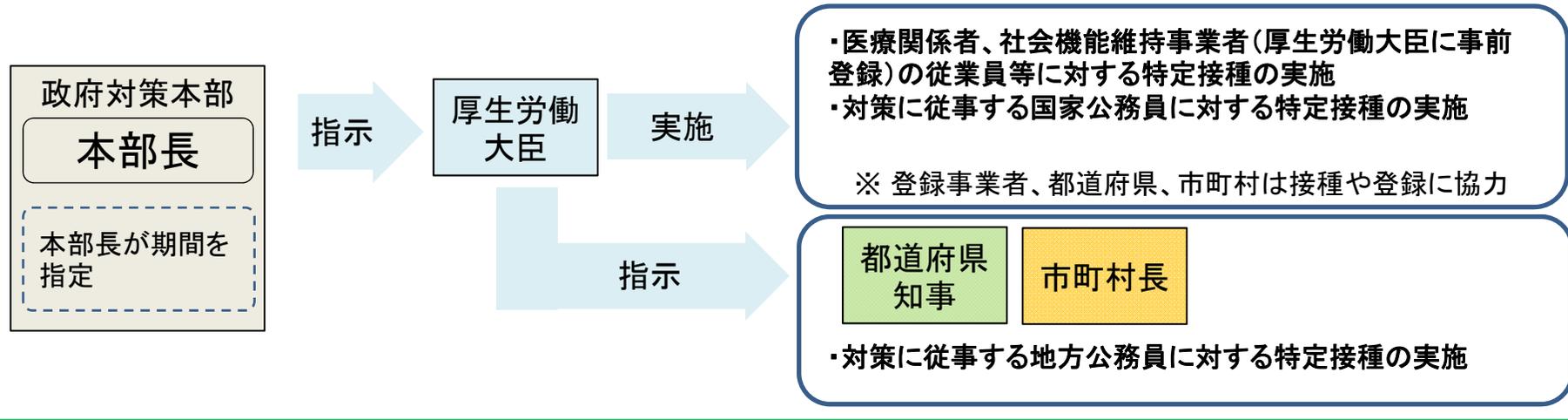
### 2 学校、興行場等の使用等制限等の要請等

- 都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等(※1)の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等(※2)を要請することができる。
- ※1 施設の範囲及び措置の範囲は、政令で規定。
- ※2 施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。
- 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

# 特定接種及び住民に対する予防接種について

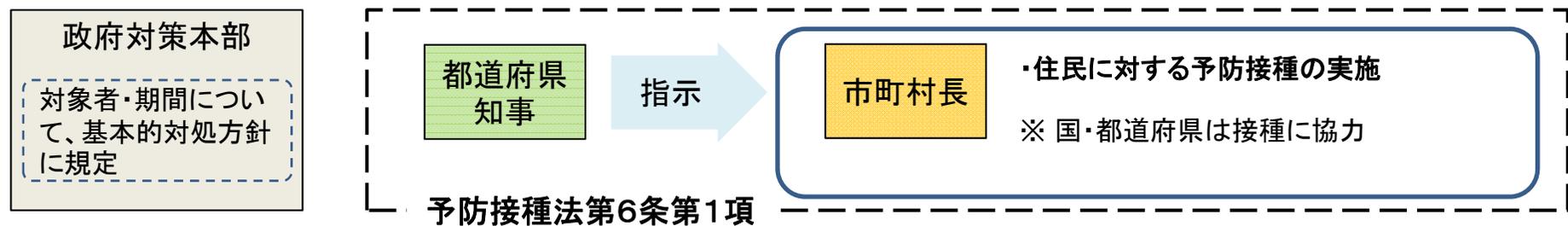
## 特定接種(対象...医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等)

※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の予防接種  
※登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示



## 予防接種(対象...住民)

※ パンデミックワクチンの予防接種



※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。  
※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

## 特定接種の対象者について

特定接種の対象者については、「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について(第1次案)」(平成20年9月18日)において、以下のとおり提示されているところであり、今後、関係者のご意見を踏まえながら検討する。

カテゴリー	考え方	業種・職種	
I 感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種	発生時、直ちに感染拡大防止に従事する医療機関や水際対策に関わる者、在外邦人の帰国を含む国際輸送に関わる者。 ※感染リスクが高く、早期に接種する必要。	感染症指定医療機関、保健所、救急隊員・消防職員(救急業務等に関わる者)、検疫所・入国管理局・税関、在外公館職員、自衛隊・海上保安官・警察職員(新型インフルエンザ対策に従事する者)、停留施設(宿泊施設)、国際航空、空港管理、外航海運	
II 新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者	危機管理を含め、状況の変化に応じた適切な新型インフルエンザ対策を講じるための意思決定に携わる者。	首相・閣僚等、国・地方自治体の新型インフルエンザ対策の意思決定に関わる者等	
	国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種	患者・障害者等のため、医療・介護サービスを確保。 ※ 感染拡大につれ、感染症指定医療機関以外の医療機関も患者を受け入れるようになるため、その従事者は感染リスクが高い。	感染症指定病院等以外の医療従事者、福祉・介護従事者、医薬品・医療機器製造販売
	国民の安全・安心に関わる業種・職種	国民の不安の増大や治安の悪化が懸念されるため、国・自治体の基本的機能に加え、治安維持や報道機関の機能を維持。	国会議員・地方議会議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者、矯正職員等
III ライフライン維持に関わる業種・職種	2か月にも及ぶ流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めとしたライフラインの維持に関わる事業者等の機能を維持。	電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、道路管理、倉庫、運輸附帯サービス、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、国家・地方公務員(最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる者)	

## 医療関係者による協力を確保するための枠組みについて

医療従事者や医療施設に係る各種の措置を組み合わせることにより、地域の医療提供体制を構築・維持。

### 1 医療機関に係る措置(指定公共機関、登録事業者)

- 本法案では、指定地方公共機関として、医療業務を行う法人が指定されうることとしたところ。指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続する責務を有する。また、都道府県対策本部長の総合調整・指示権の対象となる。
- さらに、小規模な診療所など、指定地方公共機関として指定しないものについても、新型インフルエンザ等の医療のためのものに限らず、特定接種に係る事前登録を行うことが想定され、その場合、登録事業者としての責務を果たすことが求められるところ。
- ※ 登録事業者及び接種対象の基準は、政府行動計画で定める予定。
- なお、公立医療機関については、指定(地方)公共機関となるものではないが、地方公共団体の行動計画において、その機能・活動を位置付け、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を継続することが考えられる。

### 2 医薬品販売業者に係る措置

- 医薬品販売業者等については、指定(地方)公共機関となった場合、新型インフルエンザ等の発生時において、業務を継続することが求められる。また、都道府県知事にあつては、総合調整・指示権行使できるほか、医薬品等の配送要請・指示を行うことができる。
- 薬局等についても、特定接種に係る事前登録を行うことが想定され、その場合、登録事業者として責務を果たすことが求められるところ。

### 3 医療関係者への医療等の実施の要請等

- 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者(疑い患者を含む)に対する医療や予防接種を行うよう要請することができる。
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができる。
- 要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償しなければならない。

### 4 臨時の医療施設における医療の提供等

- 都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならない。
- 臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用しない。
- 施設開設に必要な場合には、土地、家屋又は物資の所有者等の同意を得て、土地等を使用することができる。正当な理由がないとき又は所在不明のため同意を求めることができないときは、同意を得ずに使用することができる。
- 既存の医療施設についても、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、医療法の許可を不要とする。

# 緊急物資の運送、特定物資の売渡し要請等について

## 1 緊急物資の運送等

- 国の(地方)機関の長又は都道府県知事は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 国の(地方)機関の長又は都道府県知事は、医薬品の販売業者等である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認める場合に限り、輸送又は配送を指示することができる。

## 2 特定物資の売渡しの要請等

- 都道府県知事は、医薬品や食品等(※)について、所有者に対し、売渡しを要請できる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、特に必要があると認める場合に限り、収用することができる。
- 緊急措置を実施するに当たり、医薬品や食品等(※)を確保するため緊急の必要があるときは、事業者に保管を命ずることができる。

※ 物資の範囲については政令で規定。

※ 緊急の必要があるとき又は都道府県から要請があったときは、国も実施可能。

## 埋葬及び火葬の特例等について

### 1 埋葬及び火葬の手続の特例

- 厚生労働大臣は、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難な場合に、緊急の必要があるときは、墓地、埋葬等に関する法律の手続の特例を定めることができるようにする。

#### 【想定している特例】

- ①死亡届出受理市町村以外の市町村でも、死亡診断書等により埋葬・火葬の許可を可能とする。
- ②市町村による埋葬・火葬の許可がない場合でも、墓地・火葬場の管理者による一定の手続(死亡診断書等の確認が必要)のもと、埋葬・火葬の実施を可能とする。

### 2 緊急時の埋葬又は火葬の実施

- 一時期に集中して死亡者が発生する等により、火葬能力の限界を超える事態に備え、都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行わなければならない。

# 申請期限等の延長等、物資の価格安定及び政策金融について

## 1 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等

- 行政上の権利利益に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、金銭債務の支払猶予等の措置を創設。
  - ※ 国民保護法においても同様の規定があり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」を適用し、例えば運転免許証の満了日の延長など行政上の権利利益に係る延長等を規定。

## 2 生活関連物資等の価格の安定

- 指定（地方）行政機関又は地方公共団体の長は、価格の高騰・買占め・売惜しみによる供給不足が生じる（おそれがある）ときは、政府行動計画（都道府県行動計画、市町村行動計画）で定めるところにより、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」や「国民生活安定緊急措置法」等に基づく適切な措置を講じなければならない。
  - ※ 災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。

## 3 政策金融の実施

- 政府関係金融機関等は、償還期限・据置期間の延長や利率の低減等の適切な措置を講ずるよう努める。
- 日本銀行は、通貨・金融の調節、金融機関間の資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。
  - ※ 災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。

## 財政上の措置について

- 医療関係者、社会機能維持事業者の従業員及び国家公務員に対する特定接種は、国が実施し、地方公務員に対する特定接種は、その属する地方公共団体が実施する（地方公共団体は、地方公務員分のみを負担）。
- 地方公共団体が実施する措置に関する国の負担及び嵩上げ措置  
地方公共団体が実施する措置（※の項目に限る）については、その1/2を国が負担するとともに、災害救助法を踏まえた国負担の嵩上げを行う。  
市町村が実施主体の場合、国負担の嵩上げ後の地方負担分の1/2を都道府県が負担する。
  - ・ 都道府県の標準税収入の2/100（実施主体が市町村の場合は市町村の標準税収入の1/100）以下の部分については50/100
  - ・ 都道府県の標準税収入の2/100（実施主体が市町村の場合は市町村の標準税収入の1/100）を超え、4/100（実施主体が市町村の場合は市町村の標準税収入の2/100）以下の部分については80/100
  - ・ 都道府県の標準税収入の4/100（実施主体が市町村の場合は市町村の標準税収入の2/100）を超える部分については90/100
- ※ 都道府県が実施主体となるもの
  - ： 新型インフルエンザ等緊急事態における臨時医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬、新型インフルエンザ等対策に係る損失補償・実費弁償・損害補償
- 市町村が実施主体となるもの
  - ： 住民に対する予防接種
- 国は、上記のほか、新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずる。